

議案第 8 6 号

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例

さいたま市屋外広告物条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(屋外広告業の登録)</p> <p>第 2 7 条 [略]</p> <p>2 ~ 5 [略]</p> <p><u>6 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、埼玉県屋外広告物条例（昭和 5 0 年埼玉県条例第 4 2 号。第 2 9 条の 5 第 3 項において「県条例」という。）第 2 3 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けている者（第 2 9 条の 4 第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者を除く。以下「県登録業者」という。）は、次条第 1 項の規定による登録の申請及び第 2 7 条の 5 第 1 項の規定による変更の届出を要しない。</u></p> <p><u>(県登録業者に関する特例)</u></p> <p><u>第 2 9 条の 5 県登録業者であつて本市の区域内において屋外広告業を営もうとするもの又は営んでいるものが、次項又は第 3 項の規定による届出をした場合にあつては、その者を屋外広告業者とみなし、この条例の規定（第 2 7 条から第 2 7 条の 7 まで及び前条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p><u>2 県登録業者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 屋外広告業者が県条例第 2 3 条第 1 項の登録を</u></p>	<p>(屋外広告業の登録)</p> <p>第 2 7 条 [略]</p> <p>2 ~ 5 [略]</p>

受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

4 前2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項について変更があったとき、又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、前3項の規定による届出（廃止に係る届出を除く。）があったときは、遅滞なく、規則で定める事項を特例屋外広告業者届出簿（次項において「届出簿」という。）に記載し、一般の閲覧に供しなければならない。

6 市長は、第1項の規定により屋外広告業者とみなされた者（以下「みなし登録業者」という。）が県登録業者でなくなったとき、又は第4項の規定による廃止に係る届出が提出されたときは、届出簿からみなし登録業者に係る記載を抹消しなければならない。

7 屋外広告業者が第3項の規定による届出をしたときは、その者に係る第27条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

8 市長は、みなし登録業者が、前条第1項第2号若しくは第4号に該当するとき、又は第4項の規定による変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて本市の区域内におけるその営業の全部又は一部の停止を命じることができる。

9 第27条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

（屋外広告業者監督処分簿の備付け等）

第29条の6 [略]

2 市長は、第29条の4第1項又は前条第8項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

第29条の7 [略]

（罰則）

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) [略]

(3) 第29条の4第1項又は第29条の5第8項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

（屋外広告業者監督処分簿の備付け等）

第29条の5 [略]

2 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

第29条の6 [略]

（罰則）

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) [略]

(3) 第29条の4第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第29条の7第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>(過料)</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>第29条の5第2項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、本市の区域内で屋外広告業を営んだ者</u></p> <p>(5) <u>第29条の5第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第29条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>(過料)</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市屋外広告物条例第27条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者であつて、埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）第23条第1項若しくは第3項の登録を受けているもの又はこの条例による改正後のさいたま市屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第27条第2項に規定する有効期間の満了の日（以下「満了日」という。）までの間に埼玉県屋外広告物条例第23条第1項若しくは第3項の登録を受けるものについては、満了日までの間は、改正後の条例第29条の5第2項及び第3項の規定は、適用しない。ただし、満了日までの間に改正後の条例第27条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつた場合は、この限りでない。